

茨城大学図書館農学部分館長選考規則

昭和32年 4月 1日
制 定

第1条 茨城大学図書館農学部分館長（以下「分館長」という。）の選考は、この規則の定めるところによる。

第2条 分館長は、農学部の専任の教授又は、助教授のうちから農学部教授会の議を経て学部長が選考し、学長に推せんする。

第3条 前条の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行なう。

- (1) 分館長の任期が満了するとき
- (2) 分館長が辞任を申し出たとき
- (3) 分館長が欠員となったとき

第4条 分館長の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

附 則

この規則は、昭和32年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和42年 7月 3日から施行し、昭和42年 6月 1日から適用する。

附 則

この規則は、国立大学法人茨城大学設立に伴う茨城大学学内規則等の整備に関する規則（平成16年規則第19号）の施行の日（平成16年 6月24日）から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。